



平成 29 年 5 月 31 日

各 位

株 式 会 社 プ ロ ス ペ ク ト
代 表 取 締 役 社 長 カ ー テ ィ ス ・ フ リ ー ズ
(コード番号：3528 東証第2部)
問 い 合 わ せ 先 代 表 取 締 役 常 務 田 端 正 人
電 話 番 号 0 3 (3 4 7 0) 8 4 1 1 (代 表)

The Prospect Japan Fund Limited を完全子会社化するための友好的な買収手続き開始の合意

および定時株主総会の付議議案に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、ロンドン証券取引所に上場しているイギリス王室属領ガーンジー会社法（以下「ガーンジー会社法」といいます。）に従って設立された会社型投資ファンドである The Prospect Japan Fund Limited（以下「TPJF」といいます。）の発行済株式（以下「対象会社株式」といいます。）の全部を取得するため、当社の普通株式を対価とする公開買付け（all-share offer）をガーンジー会社法に定めるスキーム・オブ・アレンジメントの手法に従い海外市場において行うことにより TPJF を完全子会社化する取引（以下「本件買収」といいます。）を実施することを決議し、本件買収の対象会社である TPJF 取締役会においては本件買収に賛同し、下記 3. に記載するガーンジー会社法が定める本件買収に必要な手続を実施し、本件買収提案を TPJF 株主に推奨すること等について決議するとともに、本日、両社は本件買収の遂行に向けて協力する契約（Cooperation Agreement）を締結することを合意しましたので、下記のとおりお知らせします。

本件買収は友好的なものであり、TPJF の取締役会は本件買収につき、全会一致で賛同しております。

なお、当社は、英国の企業買収・合併に関するシティ・コード(the City Code on Takeovers and Mergers、以下「シティ・コード」といいます。)に従い、本件買収に関する確定的なオファーを行うことを平成 29 年 5 月 31 日（現地時間午前 10 時）に発表しました。

また、当社は本日開催の取締役会において、下記 4. に記載のとおり、本件買収に関連して、本件買収の対価となる当社の普通株式の有利発行並びに発行可能株式総数の変更および定款の一部変更について、平成 29 年 6 月に開催予定の定時株主総会の付議議案の一つとすることを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 本件買収の背景

当社は、従来「グローバルマンションシリーズ」をマンションブランドとするマンション分譲事業を主たる事業としてきました。しかしながら、当社が属する不動産業界は、用地・建築費の上昇基調等から収益拡充が難しく、不動産マーケットの変動による影響が大きいと考えておりました。こうした状況から、企業として収益を確保し、かつ、安定的に成長していくために M&A 戦略を実施

し、平成 24 年 11 月にハウスビルダーである株式会社ササキハウスを買収したことを皮切りに、平成 25 年 8 月には投資顧問および不動産業を営む（旧）株式会社プロスペクト、さらに、平成 26 年 3 月には建設会社である機動建設工業株式会社を 100%子会社化しており、企業グループとして、マンション開発に留まることなく事業分野を拡大し、地域的リスク分散を図りつつ収益基盤の強化を図ってまいりました。さらに、シナジー効果も期待できる新たな事業として、平成 26 年 9 月には太陽光発電という不動産開発および売電事業としてのソーラー事業を開始しました。

上記 M&A やソーラー事業投資により、当社グループにおける事業ポートフォリオの拡充が進んだものの、依然として、当社グループにおける安定した主力事業として収益の柱といえる水準には達しておらず、今後も安定した収益を確保し続けるために、また、将来の企業成長を期するためには、引き続き、継続的な M&A、バイオマスを含む次世代エネルギー投資事業等の拡大により、収益基盤の確保、事業ポートフォリオの拡充を急ぐ必要があると考えております。当該事業拡大を実現するうえでは、エクイティ・ファイナンスによる資金調達や、自己資本増強による借入調達の拡充が必要不可欠となるため、平成 27 年 12 月 21 日には 1,440 個（潜在株式数 144,000,000 株）の第三回新株予約権を発行しておりますが、これまでに、平成 28 年 3 月に合計 90 個が行使され 486 百万円の払込みを受けているものの、その後の株価やマーケットの状況等から残り 1,350 個は未行使となっており追加的な成長資金の調達に至っていないため、事業の進捗が遅れております。

一方、TPJF は、日本の上場株式に重点的に投資を行うことを目的に組成され、平成 6 年 12 月 20 日にロンドン証券取引所に上場した会社型投資ファンドであり、欧米の機関投資家やファンド・オブ・ファンズなどを主たる投資家とするファンドを通じて出資された資金の運用先として、不動産・金融・建設分野のスマールキャップ銘柄を中心にバリュー・グロース投資のポートフォリオを形成しております。TPJF は、クローズドエンドの上場ファンドであり、現株主であるファンド等からの出資金をもとに無借金で当社を含む投資ポートフォリオでの運用を行っておりますが、ロンドン証券市場における一日出来高は平成 28 年 1 年間の平均で 14 千株、平成 29 年 4 月の単純平均で 18 千株と流動性が低い状況が続いていることに加え、上場株を中心とした資産構成であるにも関わらず PBR（株価純資産倍率）0.67 倍（平成 28 年 12 月 31 日時点）と 1 倍を下回る水準となっており、海外市場において日本のスマールキャップ銘柄の潜在価値や成長余力に対して十分な評価が得られていない状況です。

当社と TPJF は当社が平成 19 年 5 月に旧株主のグループを離れ、自主独立経営を開始するにあたり、TPJF が新たな株主となったことを契機として、これまでも友好的な協力関係を構築してまいりました。TPJF は当社への投資開始以降、ファンドとしての資産入替等を理由とした売買等によりその保有株式数を変動させているものの、純投資および状況に応じて重要提案を行うことを保有目的として、現在に至るまで一貫して当社株式を継続保有しております。また、当社グループの投資運用事業を担う当社子会社であるプロスペクト・アセット・マネージメント・インク（Prospect Asset Management, Inc.、以下「PAMI」といいます。）および当社子会社であるプロスペクト・アセット・マネージメント（チャンネル諸島）（Prospect Asset Management (Channel Islands) Ltd.、以下「PAMCI」といいます。）が TPJF の日本株運用の投資顧問と投資助言業務をそれぞれ受託する関係にあり、PAMI のチーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）および PAMCI の役員を当社代表取締役社長 カーティス・フリーズ（以下「フリーズ」といいます。）が務めるという人的関係も有しております。こうした資本的・業務的・人的関係性を背景として、TPJF には過去にも、TPJF 取締役会の承諾を得て当社が発行した転換社債型新株予約権付社債や新株予約権の割当の引受先となっ

いただいている等の実績があり、当社の事業目的や経営方針について継続的に理解をいただきまいりました。

当社および TPJF は、両社の経営環境が厳しさを増す現状を踏まえ継続的な協議を重ねてまいりましたが、今般、本件買収の実現が下記 2. 記載のとおり両社にとって大きな意義があるものであることを確認し、両社の経営資源を融合することが、両社の課題の解決および企業価値の飛躍の実現にあたり有効な手段であるとの結論に至りました。

2. 本件買収の意義

本件買収の意義は、次のとおりです。

- ・ 当社は、上記のとおり、TPJF の投資ポートフォリオが不動産・金融・建設関連の成長余力を持つ企業を中心に形成されており、当社の掲げる M&A 戦略における対象セグメントと合致していることから、TPJF の投資対象企業には有力な事業パートナー候補となり得る企業が含まれていると判断しており、当該事業パートナー候補との個別の対話を通して、幅広い分野においてアライアンスやシナジーの機会を見出すことができると考えております。一方、従来の投資ファンド運用という形態のままでは、ファンドの分散投資の観点等から対象企業に対する経営資源の投下には限界があり、投資対象企業の潜在力に着目した事業的な連携の実現は困難といえます。
- ・ また、当該投資対象企業の株式を売却する場合にも、当該株式売却により得られた資金を更なる M&A 戦略や次世代エネルギー事業投資等に振り向けることで成長戦略を加速できるものと考えております。
- ・ 無借金経営である TPJF の買収により、当社グループ連結における自己資本の大幅な強化が見込まれるため、借入調達余力の拡大により成長戦略を加速するための資金の確保を実現できるものと考えております。
- ・ 本件買収は TPJF 株主に対して当社の株式を割当てる方法により行われることから、TPJF 株主は従来の投資セグメントであった日本国内上場株式への投資を維持したまま、TPJF に比して流動性の高い（当社 1 日出来高の平成 29 年 4 月の単純平均は 4,253 千株）当社株式を保有する機会を得ることができることに加え、上記の当社の成長戦略の実現による企業価値の向上は、当社既存株主はもちろんのこと、本件買収の結果新たに当社株主となる TPJF 株主の利益ともなるため、TPJF 株主にとっても大きな意義のあるものと考えております。

3. 買収手法および手続

(1) 本件買収の手法

本件買収は、英国の企業買収・合併に関するシティ・コードに従うとともに、TPJF の設立準拠法であるガンジー会社法に基づきガンジー裁判所が管轄するスキーム・オブ・アレンジメント (Scheme of Arrangement) の手続に従って、当社が、全ての TPJF の株主に対して、その保有する対象会社株式について、当社の普通株式を対価とする買付け等の申込みを行うもの（自社株対価公開買付け）です。なお、当社および TPJF は、買収手法についても協議を重ね、様々な方法を検討してまいりましたが、本件買収の意義の一つである当社グループ連結での自己資本強化の効果を極大化できること、投資助言業務等を通じて当社グループとの関係がすでに構築出来ている TPJF 株主と引き続き当社株主としての関係性の維持が可能となることから、借入によるレ

バレッジの拡大が前提となる現金を対価とした買付けではなく、当社普通株式を対価とする本手法を採用することが両社にとって最適であるものと判断いたしました。

本件買収の買収手法として採用されたスキーム・オブ・アレンジメントとは、ガーンジー会社法に従い会社の債権や資本構成を株主等の当事者との個別の合意ではなく、株主集会の承認および裁判所の認可手続により一律に変更する手続であり、本件においては、本件買収に対する TPJF の取締役会の同意に基づき、当社普通株式を対価とする公開買付けのオファーについて TPJF 株主の集会の承認およびガーンジー裁判所の認可を取得することにより TPJF 株式 100%の株式取得が成立する買収方法です。このスキーム・オブ・アレンジメントの TPJF 株主の集会の承認は、ガーンジー裁判所により招集される TPJF 株主の集会で、出席・投票した株主の過半数が承認し、かつ、かかる株主の所有に係る議決権数が、議決権行使総数の 75%以上であることが要件となります。

当社は、①当社の定時株主総会において下記4.記載の会社法第199条に基づく募集株式の募集事項の決定および会社法第200条に基づく募集株式の募集事項の決定の委任の議案の承認決議がなされること、②本件買収について上記のTPJF株主の集会の承認およびガーンジー裁判所の認可が取得されること等を条件に、対象会社株式の全部を取得する対価として、TPJF株式1株当たり当社の普通株式2.5株という割当比率（以下「本件割当比率」といいます。）に従い、当社の普通株式を、本件買収のガーンジー裁判所の認可日（効力発生日）の前営業日、すなわちロンドン証券取引所におけるTPJF株式の最終取引日の取引終了時点のTPJFの最終株主名簿に記載された全株主に対して、下記(2)の手続に従い割り当てる予定です。なお、本件割当比率に従い当社の普通株式を割り当てる結果、各TPJF株主につき、当社の普通株式の1株に満たない端数が生じるときは、各TPJF株主はこれを切り捨てた整数の株式を受領します。

当社は、上記の手続を通じてスキーム・オブ・アレンジメントの効力発生によりTPJFの発行済株式の全部を取得し、TPJFを当社の完全子会社とします。

(2) 買収対価となる当社普通株式の決済方法と一部売却の可能性

当社は本件買収の対価となる当社普通株式をTPJF全株主に対して割り当てますが、TPJF株主は全て外国法人等の非居住者であるところ、当該株主が当社の普通株式を受領するためには、日本の株式等振替制度に従って証券口座を開設する必要があります。しかし、証券口座を開設する意図を有しているものの本件買収の実施までにそのような証券口座を開設することができないTPJF株主や証券口座を開設する意図を有していないTPJF株主も一定程度いることが想定されます。

当社は、かかるTPJF株主の事情にも配慮して、買収対価である当社普通株式を受領するための決済の仕組みを設け、この決済の仕組みについてガーンジー裁判所が開催するTPJF株主集会の承認を得る予定です。

まず、所定の期間内に当社普通株式を受領するための証券口座を指定して当該口座情報を当社に通知したTPJF株主に対しては、シティ・コードの規定に従い効力発生日から14日以内の決済日に、全TPJF株主のために開設された包括口座（以下「包括口座B」といいます。）を経由して当該株主が指定した口座に割当て相当数の当社普通株式を交付します。

また、TPJF株主のうち希望者のために開設する包括口座（以下「包括口座A」といいます。）において当社普通株式を保有する意図を表明したTPJF株主に対しては包括口座Bを経由して包括口座Aに割当て相当数の当社普通株式が交付され、当該株主は決済日から2年間の期間に、当該包括口座Aに保有する当社普通株式を同株主の指図に従って売却するか、保有する当社普通株式を自己

の希望する証券口座に移管することを選択することができます。

さらに、①当社に対して上記の株主指定口座における株式保有や包括口座Aにおける株式保有の仕組みに参加する意図が通知されず、決済日後も包括口座Bに割当て相当数の当社普通株式の保有を継続するTPJF株主、および②包括口座Aで保有される当社普通株式につき2年間の期間に別の証券口座への移管や売却を完了しないTPJF株主については、上記TPJF株主集会において承認される予定の下記売却方針に従い、それぞれ①決済日から1ヵ月経過後又は②決済日から2年経過後より、包括口座B及び包括口座Aで保有される当該株主の株式を東京証券取引所の市場において売却のうえ、当該全株式の売却完了時点で全売却代金から全売却経費を控除した金額がかかる株主に支払われます。

項目	売却方針
売却方針適用期間	売却の対象となる株式の残高が1日の売却数量の10%以下となる日の翌営業日まで。
証券会社の数	1日に1社に限定
注文の時間	注文立会終了30分前以降に行わないこと
注文の価格	①始値決定前 ・指値注文によること ・前日の終値または最終気配値以上の価格で行うこと ②始値決定後 ・指値注文によること ・直近の公表価格を下回る価格で反復継続して行わないこと ・当日の最安値以上の価格で行うこと ・当日の始値の95%又は前日の終値のいずれか低い価格以上の価格で行うこと
1日の売却数量	売付日の属する週の前4週間の1日平均売買単位数の最初の6ヵ月間は25%、6ヵ月後からは30%

(3) 本件買収に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

TPJFは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はありません。

(4) 本件買収の日程

(両社) 本件買収手続開始の合意	平成29年5月31日
(TPJF) スキーム・ドキュメント(株主通知書類)の発送	平成29年6月下旬(予定)
当社定時株主総会	平成29年6月28日(予定)
(TPJF) ガーンジー裁判所の指示に従って開催されるTPJF株主の集会	平成29年7月下旬頃(予定)
(TPJF) ガーンジー裁判所のスキーム認可予定日	平成29年7月下旬頃(予定)
本件買収の効力発生日	平成29年8月上旬頃(予定)
決済日	効力発生日の14日以内

(注) 上記日程は、英国のシティ・コードの執行機関であるテイクオーバー・パネルとの協議やガーンジー裁判所との日程調整に従い、関係当事者間で協議の上、変更されることがあります。

4. 定時株主総会への付議議案

当社は本件買収の対価として TPJF の全株主に対して 1:2.5 の比率で交付される当社の普通株式の発行に関し、下記のとおり、平成 29 年 5 月 30 日の TPJF 株式の市場価格との比較では TPJF 株主に対して約 44.5%のプレミアムを提供することになるため、募集株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合として株主総会の特別決議が必要であり、会社法第 199 条の規定に基づき募集株式の募集事項を決定すること、また、現物出資財産の給付日となる本件買収の効力発生日は、本件取引を管轄するガーンジー裁判所がスキーム・オブ・アレンジメントを承認する裁判所期日の後に定められることから、会社法第 200 条の規定に基づき募集株式の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成 29 年 6 月 28 日に開催予定の定時株主総会の付議議案とすることを決議いたしました。募集株式の発行条件の詳細については末尾添付の発行要項をご参照ください。また、本件買収の対価となります当社の普通株式の発行が原案通り承認されることを条件として、当該発行に備えるとともに、当社株式の流動性の向上および将来の機動的な資金調達を可能とするために、発行可能株式総数を増加することを目的として、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）について、5 億 7,300 万株から 6 億 9,000 万株に変更することについて、当該定時株主総会の付議議案とすることを決議いたしました。なお、当社の取締役会は、本件買収の対価となります当社の普通株式の発行に関する平成 29 年 6 月開催予定の当社定時株主総会の付議議案につきまして、当社株主の皆様のご承認が得られますよう推奨することを、(下記 5. (4)記載のとおり利害関係者の議決参加を回避したうえ)参加取締役の全会一致で決議しております。

5. 本件買収の対価の算定根拠等

(1) 本件買収の対価の根拠および理由

当社およびTPJFは、平成28年11月中旬頃から、本件買収に関する協議および検討を開始しました。その後、平成29年1月10日には、TPJFが潜在的な買収の可能性に関する当社との協議状況についてシティ・コードに規定されている「ルール2.4アナウンスメント」を公表したことに伴い、同日、当社としても「The Prospect Japan Fund Limited買収の協議のお知らせ」（以下「前回リリース」といいます。）を公表し、本件買収の実現可能性に関する調査やTPJF、TPJFの株主や関係当局との協議等を進めることをお知らせしておりましたが、継続的かつ慎重に協議・検討を重ねた結果、今般、改めて、両社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にとって本件買収が最善の判断との考えに至りました。

当社は、本件買収に用いられる割当比率の算定にあたって、公正性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関に割当比率の算定を依頼することとし、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）を第三者算定機関に選定いたしました。

前回リリース時点においては、TPJFが会社型投資ファンドであること、投資ポートフォリオの太宗が日本の上場株式であることを勘案し、TPJFの公表する1株当たり純資産価値（NAV）と当社の市場株価から、暫定的に本件買収の対価の合理的な試算を行い、TPJF株式1株当たり当社の普通株式2.5株を割り当てる暫定比率を基本とする協議を開始いたしました。なお、前回リリース時点での試算では、ロンドン証券取引所における前営業日（平成29年1月9日）におけるTPJF株式の市場株価0.945米ドルとの比較では約52.7%、同年1月6日におけるTPJF1株当たり純資産価値（NAV）である1.2610米ドルに対しては約14.4%のプレミアムをTPJF株主に提供する計算となっておりました。その後、当社およびTPJFは、第三者算定機関から提出を受けた割当比率の算定

結果と、両社の財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案し、両社において慎重に検証を進め、協議を重ねて参りましたが、下表のとおり、本件買収の対価として、TPJF株式1株当たり、当社の普通株式2.5株を割り当てる暫定比率での買収条件が妥当なものであるとの判断に至り、本件買収により当社の普通株式230,881,505株を発行しTPJF全株主に割り当てることとし、本日開催された取締役会にて本件買収を行うことを決定しました。なお、割当比率にかかるプレミアムの水準の観点においても、平成29年5月30日のTPJF株式の市場価格との比較では約44.5%となるものの、当初よりTPJFとの協議の前提としておりましたTPJF1株当たり純資産価値（NAV）を使用した修正純資産価値との比較では約19.3%のプレミアムであり、当社およびTPJFは、前述の「2. 本件買収の意義」に述べました当社の今後の成長戦略を実現するための手段であることを勘案すれば妥当な水準であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないものと判断しております。

	当社	TPJF
本件買収に係る割当比率	1	2.5
本件買収により交付する当社株式数	当社の普通株式： 230,881,505株	

なお、上記割当比率は、平成29年5月30日のTPJF株式の市場価格との比較ではTPJF株主に対し約44.5%のプレミアムを提供することになるため、募集株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合として、平成29年6月28日開催予定の定時株主総会において、有利発行として会社法第309条第2条第5号に基づく特別決議によるご承認を頂く予定です。また、本件買収の対価となる当社普通株式は、金銭以外の財産を対価として発行されることから、弁護士兼公認会計士より「会社法第199条第1項第3号の価額が相当であること」について証明書を取得する予定です。

(2) 本件買収の対価の算定に関する事項

①算定機関の名称ならびに当社およびTPJFとの関係

当社の第三者機関であるみずほ銀行は、当社およびTPJFの関連当事者には該当せず、本件買収において記載すべき重要な利害関係を有しません。

②算定の概要

みずほ銀行は、当社については、当社が東京証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

TPJFについては、TPJFがロンドン証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また、TPJFが会社型投資ファンドであること、引き続き平成28年12月期のAnnual Financial Reportにおいて公表されている投資ポートフォリオの7割超が日本の上場株式であることを勘案し、前回リリース時における検討と同様、TPJFの公表する1株当たり純資産価値（NAV）を使用した修正純資産法による算定を行いました。

なお、市場株価平均法では、TPJFによる「ルール2.4アナウンスメント」の公表を受けた平成29年1月10日付け前回リリースにおいて、本件買収の対価としてTPJF株式1株当たり当社の普通株式2.5株を割り当てる暫定比率の買収条件を両社間で協議対象とすることを公表していることから、前回リリースの前営業日である平成29年1月6日を算定基準日（以下「基準日①」）と

して、当社については東京証券取引所市場第二部における、TPJFについてはロンドン証券市場における両社株式の算定基準日①の終値、算定基準日①から遡る1ヵ月間の終値の単純平均値、算定基準日①から遡る3ヵ月間の終値の単純平均値、および算定基準日①から遡る6ヵ月間の終値の単純平均値を採用しておりますが、一方で、前回リリース時点では両社共に買収の実施可能性の検証中であり買収条件も精査前であり、協議の結果、条件を変更することもありえるという前提であったこと、前回リリース以降、約4ヵ月が経過していることから、直近の平成29年5月30日を算定基準日（以下「基準日②」）として、算定基準日①の場合と同様に、両社株式の算定基準日②の終値、算定基準日②から遡る1ヵ月間の終値の単純平均値、算定基準日②から遡る3ヵ月間の終値の単純平均値、および算定基準日②から遡る6ヵ月間の終値の単純平均値を算定し、併用しております。

当社株式の1株あたりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は以下のとおりです。

採用手法①		割当比率の算定レンジ
当社	TPJF	
市場株価平均法（基準日①）	市場株価平均法（基準日①）	1.62 ～ 2.49
市場株価平均法（基準日②）	市場株価平均法（基準日②）	1.64 ～ 1.73
DCF法	市場株価平均法（基準日①）	1.47 ～ 1.79
	市場株価平均法（基準日②）	1.66 ～ 2.02

採用手法②		割当比率の算定レンジ
当社	TPJF	
市場株価平均法（基準日①）	修正純資産法（基準日①）	2.18 ～ 3.27
市場株価平均法（基準日②）	修正純資産法（基準日②）	1.97 ～ 2.10
DCF法		2.02 ～ 2.35

みずほ銀行は、上記割当比率の算定に際して、当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。みずほ銀行の割当比率の算定は、平成29年5月30日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、当社の財務予測については、当社経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

また、みずほ銀行が提出した割当比率の算定結果は、本件買収における割当比率の公正性について意見を表明するものではありません。

(3) 公正性を担保するための措置

当社は、当社およびTPJFから独立した第三者算定機関であるみずほ銀行に割当比率の分析を依頼することとし、その分析結果の提出を受けました。なお、上記のとおり、本件買収の対価となる当社普通株式は、金銭以外の財産を対価として発行されることから、会社法第207条第9項第4号の規定に従い弁護士兼公認会計士である山本直道氏より「会社法第199条第1項第3号の価額が相当であること」について証明書を取得する予定であり、検査役の調査は行われません。

なお、当社は第三者機関から、公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）の取得はしておりません。

(4) 利益相反を回避するための措置

当社の100%子会社でありますPAMIおよびPAMCIは、TPJFとの間で投資顧問契約又は投資一任契約を締結するインベストメント・アドバイザーとして、その運用権限の委託を受けています。また、当社の代表取締役であるフリーズはPAMIのチーフ・インベストメント・オフィサーおよびPAMCIの役員を兼任しております。一方、TPJFは、当社発行済株式総数の3.89%に相当する6,706,000株と当社第3回新株予約権(割当日：平成27年12月21日)を1,350個(目的となる株式の数135,000,000株)保有する株主であります。利益相反を回避する観点から、フリーズは特別利害関係人として当社の取締役会の本件買収に関する審議および決議には参加しておりません。

6. 会計処理の概要

本件買収に伴い発生するのれん等の金額は現段階では未定であり、その発生したのれんの償却については、監査法人と協議の上、その効果が発現すると見積もられる期間において定額法により償却を行う予定であります。会計処理の詳細につきましては、確定次第お知らせいたします。

7. 本件買収の当事会社の概要

	買収会社	対象会社
(1) 名称	株式会社プロスペクト	The Prospect Japan Fund Limited
(2) 所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-30-8	Trafalgar Court, Les Banques, St Peter Port, Guernsey, Channel Islands, U.K.
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 カーティス・フリーズ	会長 ジョン・ホーキンス
(4) 事業内容	不動産事業・建設事業・ソーラー発電事業等	日本国内株式に対する投資を目的とする会社型ファンド
(5) 資本金	4,257百万円	92,352,602 米国ドル
(6) 設立年月日	昭和12年12月1日	平成6年12月1日
(7) 発行済株式数	172,556,807株	92,352,602株
(8) 決算期	3月31日	12月31日
(9) 従業員数	(連結)182名	—
(10) 主要取引先	一般顧客	—
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行	—
(12) 大株主および持株比率	TPJF 3.89% 日本証券金融株式会社 2.88% オリックス株式会社 1.97% 松井証券株式会社 1.89% 株式会社SBI証券 1.31% ドイチェバンクアーゲー ロンドン 610 1.05% 堤 政夫 0.81% 郷相神帝 0.73%	Lazard Asset Management LLC 23.87% 1607 Capital Partners LLC 21.19% CG Asset Management Ltd. 15.43% Wells Capital Management, Inc. 5.07% Bulldog Investors LLC 0.76% Smith & Williamson Investment Management LLP 0.69% Miton Asset Management Ltd. 0.41% Piguet Galland & Cie SA 0.22% (平成28年9月30日現在)

	取引先持株会 0.67%					
	中嶋 伸介 0.53%					
	(平成 29 年 3 月 31 日現在) (注) 1. 当社は、自己株式を 2,773,334 株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。 2. 持株比率は、小数点第 3 位未満を四捨五入によって表示しております。 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。					
(13) 連結子会社	株式会社ササキハウス プロスペクト・アセット・マネジメント・インク プロスペクト・アセット・マネジメント(チャネル・アイランド)リミテッド シェアホルダーズ・コンセンサス・ファンド・エルピー 機動建設工業株式会社 株式会社プロスペクト・エナジー・マネジメント その他 15 社	-				
(13) 当事会社間の関係						
資本関係	TPJF の平成 28 年 12 月期の Annual Financial Report によれば、TPJF は当社発行済株式総数の 3.89%に相当する 6,706,000 株を保有しており、また、当社第 3 回新株予約権(割当日：平成 27 年 12 月 21 日)を 1,350 個(目的となる株式の数 135,000,000 株)保有しております。					
人的関係	当社の代表取締役フリーズが TPJF へ投資助言を行う PAMI のチーフ・インベストメント・オフィサーおよび PAMCI の役員を兼務しております。					
取引関係	該当事項なし					
関連当事者への該当状況	-					
(14) 最近 3 年間の経営成績および財政状態						
決算期	当社(連結)			TPJF		
	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
	(単位：百万円。特記を除く)			(単位：千米国ドル。特記を除く)		
純資産	9,984	12,209	12,489	129,423	125,297	121,923
総資産	20,816	24,448	27,368	130,156	125,826	122,256
1 株当たり純資産	68.70 円	65.96 円	67.77 円	139.99 セント	135.53 セント	132.02 セント
売上高	16,621	16,724	14,143	2,403	1,914	2,067
営業利益又は	959	386	△43	-	-	-

営業損失(△) (注)						
経常利益又は 経常損失(△) (注)	1,033	273	516	△572	△960	△2,915
当期純利益又は 当期純損失(△) (注)	816	7	488	10,475	△4,126	△3,276
1株当たり当期純 利益 又は1株当たり当 期純損失(△)	7.11円	0.05円	2.88円	11.21セント	△4.46セント	△3.55セント
1株当たり配当金	1.00円	1.00円	3.00円	—	—	—

(注) TPJFは会社型投資ファンドですが、上記では、比較の便宜のため、「売上高」に相当するものとしてRevenueの「Total income」、「経常利益(損失)」に相当するものとしてRevenueの「(Loss) gain for the year before tax」、「当期純利益(損失)」としてTotalの「(Loss) gain for the year after tax」、「1株当たり当期純利益(損失)」に相当するものとしてTotalの「(Loss) gain per Ordinary Share - Basic & Diluted (in Cents)」の数値を示しております。

8. 今後の見通し

本件買収が業績に与える影響は、確定次第お知らせいたします。

以上

発行要項

1. 募集株式の種類	当社普通株式
2. 募集株式の数	230,881,505 株
3. 1株当たりの払込金額	「現物出資財産の価額」を「募集株式の数」で除した金額（但し、小数点以下を切り捨てるものとする。）
4. 払込金額の総額	「1株当たりの払込金額」に「募集株式の数」を乗じた金額
5. 金銭以外の財産の出資の方法	金銭以外の財産である TPJF 普通株式（以下「出資有価証券」という）を出資の目的とする。
6. 現物出資財産の内容	出資有価証券 92,352,602 株（以下「現物出資財産」という。）
7. 割当比率	出資有価証券 1 株に対し、当社普通株式 2.5 株を割り当てる（但し、各 TPJF 株主においては 1 株未満の端数を切り捨てた整数の当社普通株式を受領する。）。
8. 現物出資財産の価額	出資有価証券の価額を定めた日である平成 29 年 5 月 31 日（以下「価額決定日」という。）における出資有価証券の取引市場であるロンドン証券取引所における最終の価格（価額決定日にロンドン証券取引所において売買取引がない場合または価額決定日がロンドン証券取引所の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）に、出資有価証券の発行済み株式数である 92,352,602 株を乗じた金額（米ドル建て）を、価額決定日の株式会社みずほ銀行による米ドル対顧客電信直物売買相場の仲値（1 米ドル＝110.96 円）により円換算した金額
9. 増加する資本金および資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
10. 募集方法	<p>当社は、英国の企業買収・合併に関するシティ・コード（the City Code on Takeovers and Mergers）の規定に従うとともに、TPJF の設立準拠法であるガーンジー会社法に基づきガーンジー裁判所が管轄するスキーム・オブ・アレンジメントの手続に従って、全ての TPJF 株主に対して、その保有する TPJF 株式について、当社の普通株式を対価とする買付け等の申込みを行う。</p> <p>スキーム・オブ・アレンジメントとは、ガーンジー会社法に従い会社の債権や資本構成を、株主等の当事者との個別の合意ではなく、株主の集会の承認および裁判所の認可手続により一律に変更する手続であり、本件においては、TPJF の取締役会の同意に基づき、TPJF 株主の集会の承認およびガーンジー裁判所の認可を取得することにより 100%の株式取得が成立する友好的な買収方法である。</p> <p>当社はこの手続を通じて当社の普通株式を TPJF の全株主に対して交付することにより TPJF の発行済株式の全部を取得（以下「本件取引」という。）する。</p>
11. 現物出資財産の給付の期日又はその期間	本件取引を内容とするスキーム・オブ・アレンジメントが効力を発生する日として当社取締役会が決定する日。
12. その他	上記各項については、本件取引について TPJF 株主集会の承認およびガーンジー裁判所の認可の取得を条件とする。
13. 決定の委任	上記に定めるもののほか、募集株式の募集事項に必要な一切の事項については、当社取締役会の決議により決定する。